

意見書

平成 29 年 2 月 17 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

150-0031

とうきょうとし ちや くさくらがおかちょう
東京都渋谷区桜丘町 3-24 カコー桜丘ビル 6 階
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長 わたなべ たけつね 渡辺 武経

連絡先

事務局長 かめだたけし 亀田武嗣
電話 03-5456-2380
電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集の結果
及び再意見募集」に関し、別紙のとおり提案書を提出します。

<p>1. NGN を活用した音声サービスの提供</p>	<p>(1) 優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を利用するに当たり、情郵審答申（平成 28 年（2016 年）11 月）において、情郵審から総務省に対し、現在 NVE 事業者が接続している「NGNにおけるゲートウェイルータについては、10Gbps 又は 100Gbps の単位のポートのみが用意されていることから、NTT 東日本・西日本に対し、接続事業者からの要望を踏まえ、NGNのゲートウェイルータと接続事業者の IP 網を直接接続する場合は、より容量の小さいベースでの接続にも対応するよう検討することを要請すること」が要望され、同日、総務省から NTT 東日本・西日本に対し、同内容の要請を行った。この点について、今後、競争事業者が優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を利用することに関して、留意すべき点はあるか。</p>	<p>楽天殿、アイ・ピー・エス殿、ZIP Telecom 殿に賛同いたします。</p> <p>NTT 東西殿より「NGN の IPoE 接続に係るゲートウェイルータの接続用ポートについて、現在提供している 10Gbps または 100Gbps 以外に容量の小さいインターフェースを求める具体的な利用要望が接続事業者からあれば、優先転送機能の利用如何にかかわらず、技術的に可能な限り提供していく考えです。」との意見がございましたが、当協会ではこれまで、NGN や IPv6 案件等で NTT 東西殿と協議を行ってきた際、技術的に不可能であると言った理由で、協議が進まなかったケースが多くあります。また、技術的に可能とされた場合であってもその実現コストが一般の市場とはかけ離れた高額なものとなっていることが多く、現実的に協議が整わないケースが多々あります。そのため、技術的に可能であるかどうかだけでなく、そのコストが常識的かつ検証可能であり、地域 ISP やベンチャー企業等の比較的小規模な事業者にとっても接続が可能となるよう見直しをお願いいたします。また、上記を踏まえた公平な競争環境構築のためには、NGN にかかるコストは一部の事業者のみが負担する網改造料ではなく、原則網使用料にて回収していただく必要があります。</p> <p>また、NTT 東西殿より「IPoE 接続用ポートの小容量化については、現在 NGN と接続し、ISP 事業者等に小容量の接続を仲介して提供している NVE 事業者のビジネスへの影響にも留意すべきと考えます。」とのご意見がありましたが、既存の NVE 事業者の既得権益を維持する考え方ではなく、地域の ISP を含む多くの事業者が容易に参入できるような環境を作るべきであり、そのためにコストの低廉化や接続料化等によって接続事業者数の更なる拡大を図っていくべきです。</p>
------------------------------	--	--

	<p>(2) そのほか、優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を利用することに関して、検討すべき事項はあるか。</p>	<p>ZIP Telecom 殿、つなぐネットコミュニケーションズ殿の意見に賛同いたします。ISP は NTT 東西殿と比べ交渉力が小さいことから、当協会等によって ISP の意見を集約し、団体交渉ができるよう、NTT 東西殿は情報開示や説明を行っていただきたいと考えます。</p> <p>楽天コミュニケーションズ殿の意見に賛同いたします。NGN の利用にあたり、県間ネットワークの使用は必須となっていることから、一種指定設備に指定し、当該コストは原価に基づいて適正に算定されるべきと考えます。</p>
	<p>(3) 現在、固定電話網の移行後の IP 網のあるべき姿については、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会において議論されているところである。現在、競争事業者は、NTT 東日本・西日本の I G S 交換機と接続して、ひかり電話との発着信を実現しているが、移行後は NGN と IP - IP 接続することにより NTT 東日本・西日本のひかり電話との発着信を行うことになるとみられている。同委員会での検討状況を踏まえつつ、NGN との IP - IP 接続に係る接続ルールに関して、検討すべき事項はあるか。</p>	<p>当該コストの透明化を図るためにも NGN の県間ネットワークは第一種指定設備化されるべきだとする、グッドコミュニケーションズ殿、楽天殿、ZIP Telecom 殿、アイ・ピー・エス殿等の意見に賛同します。また、音声に限らず役務に限定されない汎用的なインターフェースをつくることでよりスモールスタートが可能となり、参入の促進となることから、役務に限定されない汎用的な POI について議論すべきと考えます。</p> <p>KDDI 殿の意見に賛同します。現在の NGN は同一の網の中に第一種指定設備と非指定設備が一体となって構築されています。指定設備を使うために非指定設備を必ず使わなければいけない状況であることから、県間ネットワークも指定設備化して頂き、且つコスト構造を明らかにしつつ、低廉化して頂くよう強く要望します。</p> <p>テレコムサービス協会殿の意見に賛同いたします。NTT 東西殿との協議が長期化し、困難化する要因の一つに、サービスごとに POI が分かれている点が挙げられます。IP の特長を活かすべく汎用的な POI としていくべきと考えます。</p>
<p>2. NGN を活</p>	<p>(1) ISP 事業者による NGN の利用に関して、検討すべき事項はあるか。</p>	<p>楽天コミュニケーションズ殿、つなぐネットコミュニケーションズ殿、KDDI 殿、ファミリーネット・ジャパン殿、グッドコミュニケーションズ殿、個人殿の</p>

<p>用したデータ系サービスの提供</p>		<p>意見に賛同いたします。現在も、NGN の輻輳が起き、多くのユーザからクレームを受けていることから、トラフィックが輻輳している網終端装置の増設は、今すぐに行われるべきです。また網終端装置の基準見直しは総務省殿の議論の場で、オープンでノンバインディングな議論としていただきたいと思います。</p> <p>テレコムサービス協会殿の意見に賛同いたします。優先転送機能の接続料に関しては、新規参入を促し公平な競争を整えるためも、低廉化を図るべきと考えます。また網使用料算定の大きなパラメータであるトラフィック量が開示されておらず、ISP 等の接続事業者が接続料の検証や支払額の予測を行うことが困難であることから NGN の利用促進のために網算定根拠の一層の開示をいただきたいと思います。</p>
	<p>(2) NGN を利用する VPN サービスに関して、検討すべき事項はあるか。</p>	<p>グッドコミュニケーションズ殿ほか、各社意見に賛同いたします。NTT 東西殿利用部門が提供しているフレッツ VPN サービスは小売用インターフェースである SNI や UNI しか存在せず、NNI の接続インターフェースが開放されていないため、他事業者は NTT 東西利用部門と同じ条件で利用することができません。また、フレッツ VPN サービスにおいて NTT 殿が利用している網終端装置はユーザの収容ポリシーが異なるため、上記のような網終端装置の輻輳問題が発生していません。NTT 東西殿利用部門と地域 ISP 等接続事業者が同等にサービス提供できる様、VPN サービスに限らずすべての面で同等性が担保されるよう要望いたします。</p> <p>つなぐネットコミュニケーションズ殿の意見に賛同します。現在 NGN の輻輳によって多くの ISP やユーザが苦しんでおりますが、NGN のネットワークの構造や機器へのユーザ収容数などが公開されないため、今後の見通しやユーザ対応に適切に対応できない状態です。NTT 殿は地域 ISP が団体交渉を行える様、ネットワークの構造や卸の条件等について情報を開示して</p>

		<p>いただきたいと思います。</p>
	<p>(3) 今般、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正により、優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能が新たに接続約款のメニューに追加されることになる。NGN 上で優先制御したデータ系サービスの提供に当たり、これらの接続メニューを利用する上で留意すべき点はあるか。</p>	<p>ZIP Telecom 殿の意見に賛同いたします。ネットワーク容量の情報開示を行い、よりオープンな議論が行われることが望ましいと考えます。</p> <p>NTT 東西殿が懸念するネットワークの負荷に関して指摘がありましたが、当協会や接続事業者が具体的かつ適切な提案を行うためには、まずは NTT 東西殿自身が NGN のネットワークの構成やその容量等の情報を開示することが必要です。また NTT 東西殿が、NGN のベストエフォートサービスの品質に影響を及ぼす可能性を理由にして接続協議を遅延させたり、不当に優先パケットの利用帯域を制限したりサービスの内容を事前に把握しようとしたりすることがないように、帯域設計や協議のポリシーを明確にする必要があると考えます。これまでの当協会の協議経験上、優先転送機能の接続協議に 7 年もかかった主な原因は情報の非対称性であると推察します。NTT 東西殿は、当協会や地域 ISP 等の接続事業者の情報開示要望に対して団体交渉が可能となる形で NGN の情報を開示し、オープンでノンバイディングな協議の場を設けることを要望いたします。</p>
	<p>(4) そのほか、NGN を活用したデータ系サービスの提供に関して、検討すべき事項はあるか。</p>	<p>ファミリーネット・ジャパン殿、テレコムサービス協会殿、ZIP Telecom 殿に賛同いたします。</p> <p>フレッツ光の卸サービス(以下、卸サービスという)の卸料金やその内訳、その他条件等については、NTT 東西殿によって自由に(原価に関係なく)設定されており、かつ、ISP に対しては NTT 東西殿との個別の NDA のもとで開示されていることから、団体交渉ができません。そのため ISP 各社に対する同等性が担保されていないだけでなく、NGN 原価の低廉化に伴う卸価格の低廉化が起きにくい構造となっています。実際に多くの会員企業に確認したところ、例えば NTT 東日本殿の NGN のコストは低廉化の傾向にあるにもかかわらず、卸料金の低廉化はされていません。</p> <p>また、卸サービスの最大の問題点は、接続と異なり、</p>

		<p>民間事業者同士の合意によって行われる任意の契約であることから、巨大な通信事業者である NTT 殿と ISP 事業者間において圧倒的な交渉力の差があることです。実際に、今回の意見募集に際しても NTT 殿より意見提出に関して確認の連絡があり、卸サービスの個別契約への影響を懸念し（萎縮効果が働き）、多くの当協会会員企業が個別の意見提出を見送りました。</p> <p>上記のように、卸サービスは公正競争面において構造的な問題があるため、速やかに卸サービス同等のサービスを接続メニュー化し、アクセス回線分を含めて事業者がエンド・トゥ・エンドで自由に料金設定できるように見直すべきです。オープンでノンバインディングな競争環境とする必要があります。</p>
<p>3. NGN を活用した映像配信サービスの提供</p>	<p>コンテンツ配信事業者等の各種アプリケーションサーバと NGN を接続するためのインターフェース（SNI）について、NTT 東日本・西日本は、平成 20 年（2008 年）3 月から「フレッツ・キャスト」の提供を開始した。この「フレッツ・キャスト」のための機能に関して、検討すべき事項はあるか。</p>	<p>グッドコミュニケーションズ殿、テレコムサービス協会殿に賛同します。</p> <p>SNI は事業者向け接続インターフェースではなく、NTT 東西殿利用部門によるユーザ向けの小売商品にすぎません。そのため、地域 ISP 等の他事業者が NGN を利用して同様の商品を（同様の条件、価格で）販売することはできません。結果、低廉化や価格競争はおきないことから、実際に当協会においても新規参入した後サービス継続が困難になった企業や、参入できなかった企業が存在します。NGN の利用促進を行うためには NNI による接続メニュー化や、サービスごとに分かれている POI をできるだけ統合し、地域 ISP を含めた多くの事業者が容易にかつ NTT 東西殿利用部門と同じ条件で、スモールスタートで利用できるようにすべきと考えます。</p> <p>なお、フレッツ・キャストに限らずすべての面で NTT 東西殿利用部門との同等性が担保されるよう要望いたします。同等性の担保にあたっては、英国等で、いわゆる設備部門と利用部門が明確に分かれ、IP 網の利用の公平性が担保されている事例があることから、参考にすべきと考えます。</p>

<p>4. NGN の接続料の算定方法</p>	<p>(1) NGN は、ベストエフォート型と品質保証型のサービスを統合的に提供可能な IP 網である。そのため、NGN の接続料の算定に当たって、最優先通信と高優先通信については、通信品質を確保するため、通信要求時の帯域に対して一定の帯域を上乗せする QoS 換算係数(最優先通信：1.20 倍、高優先通信：1.16 倍)が用いられている。また、一般的に IP 系の装置価格については、帯域に応じてスケールメリットが働くことから、帯域換算係数(帯域 10 倍に対しコストは NTT 東日本：約 2.6 倍、NTT 西日本：約 2.5 倍(いずれも平成 28 年度適用料金))が用いられている。こうした QoS 換算係数及び帯域換算係数の適用に当たり、検討すべき事項はあるか。</p>	<p>ファミリーネット・ジャパン殿、アイ・ピー・エス殿、ZIP Telecom 殿、テレコムサービス協会殿、グッドコミュニケーションズ殿、楽天コミュニケーションズ殿に賛同します。帯域換算係数はトラフィックのボリュームに応じた割引であることから実質的な大口割引となっています。この恩恵を最も大きく受けるのは NTT 東西殿であり、地域 ISP や、新規参入事業者等の比較的小規模な事業者にとって公正な競争とは言えません。そのため、帯域換算係数は廃止すべきであると考えます。</p> <p>QoS 換算係数は、現在、NGN 上で行われている帯域確保型通信のコスト算定に用いられるものです。帯域確保が行われた際に、流れたパケットと、流せるパケット(他の通信が使えない帯域、いわゆる占有帯域)に差があることから、適切なネットワークコストの負担を実現するために用いられる係数です。これは例えば 100[kbps]の帯域を使った通信を行う際に、ゆとりを含めて、200[kbps]の帯域が確保された場合、優先係数を 2.0 として乗ずることでパケットの流量に現れないネットワーク資源の消費を算入するものです。QoS 換算係数はネットワーク資源の消費を的確に把握し、資源の利用者が負担することを目的として適用されるものであることから、帯域非確保型の通信には QoS 換算係数が設定されるべきではありません。仮に優先転送において QoS 換算係数が設定された場合、ネットワーク資源の利用(=原価)に基づかない接続料算定になるほか、NTT 東西殿の裁量(恣意性)が生まれることにもなる為、接続料算定の面において適切ではないと考えます。</p>
	<p>(2) 現行の NGN では、中継局接続機能のゲートウェイルータの費用(接続用ポートの費用を除く。)は網使用料として回収されているが、他方で、IPoE 接続のゲートウェイ</p>	<p>グッドコミュニケーションズ殿に賛同します。NGN 利活用促進の観点からも、中継局接続機能や、IPoE 接続機能のゲートウェイルータだけに限らず情報システム利用料など NGN に係る費用全般は網使用料で回収されることが公正競争上望ましいと考えます。</p> <p>楽天コミュニケーションズ殿の意見に賛同いたします。地域 ISP やベンチャー企業等の小規模事業者で</p>

<p>タは網改造料で回収されている。これに関して、検討すべき事項はあるか。</p>	<p>も公平な事業展開が行える様、ゲートウェイルータのポートは小容量化が必要です。</p>
<p>(3) NGN は、平成 20 年 (2008 年) 3 月の商用サービスの開始に当たり、中継局接続機能 (10Gbps メニューのみ)、収容局接続機能 (1 Gbps メニューのみ)、I G S 接続機能、イーサネット接続機能が接続約款に定められた。これら 4 つの接続機能の接続料の算定方法に関して、検討すべき事項はあるか。</p>	<p>—</p>
<p>(4) そのほか、NGN の接続料の算定方法に関して、検討すべき事項はあるか。</p>	<p>■ IPoE POI の単県化</p> <p>当協会からも意見しております通り、PPPoE 接続においては各県に POI が設置されています。IPoE の POI が東京、大阪のみであると、地域事業者が IPoE 接続を行い地域独自のサービス提供を行うことが不可能です。IPoE 接続用 POI に関しましても同様に単県設置されることを希望します。</p> <p>■ 県間ネットワークの一種指定化</p> <p>ZIP Telecom 他各社意見に賛同いたします。</p> <p>NGN は県内・県間ネットワーク、NTT 東西間ネットワークが一体として構築されているにも関わらず、NGN の県間伝送路設備及び東西間中継伝送路設備が非指定設備であることは適切ではありません。</p> <p>また、NTT 東西殿が県をまたぐ回線設備 (県間光ファイバ) を保有していますが、NGN のネットワークにおいてどの区間の県間ネットワークを自前回線で構築しているのか、もしくは外部調達をおこなっているのか、明らかになっておりません。一種指定化と共に</p>

		<p>NTT 東西殿が保有している NGN の県間ネットワークの区間等についても開示頂き、コストの透明化を図って頂きたいと考えます。</p> <p>■接続料の低廉化</p> <p>楽天コミュニケーションズ殿の意見に賛同いたします。より小さい単位でのゲートウェイルータの接続が実現すれば、地域 ISP 等の小規模事業者がスモールスタートで新規参入することが可能となり、また、新たな企業の創業などの効果も見込まれることから、NGN の利用促進につながると考えます。</p>
5. その他	<p>その他、接続料の算定、接続の手續、情報開示、セッション等の全般に関して、検討すべき事項はあるか。</p>	<p>■設備増強ルールの見直し</p> <p>グッドコミュニケーションズ殿の意見に強く賛同いたします。NTT 東西殿が設置した網終端装置は、複数ユーザのトラフィックが収容されている装置ですが、コンテンツのリッチ化等によるユーザあたりトラフィックの増加により、網終端装置で E メールも受信できないほどのひどい輻輳が日々発生しています。多くの ISP はユーザから日々多くのヘビークレームを受けていることから、NGN 内部に設置される網終端装置の増強を NTT 東西殿へ度々要請しているものの、NTT 東西殿は「網終端装置に収容されるユーザ（セッション）数が NTT 殿の基準を満たしていない」との理由で網終端装置の増設に応じてくれません。NTT 東西殿はクレームをしてきたエンドユーザに対しては「ISP の問題」と説明しているものの、ISP は NTT 東西殿が設定する装置に対応することはできず、ネットワーク品質改善に向けてなんら対応ができない状況です。網終端装置の収容ユーザ数等の仕様は現状のインターネット利用環境と大きく乖離していることは明らかであり、トラフィックベースで増強を行う IPoE 接続ともポリシーが異なることから、NTT 東西殿は設備増強ポリシーを IPoE 接続と同様に、トラフィックベースに変更することや、設備増設タイミングの前倒し（接続ポート帯域の 50% 超で設備増設可等）等、速やかに設備の増強ポリシー等の見直しを行い、ネットワーク</p>

		<p>品質の改善を図って頂くようお願いします。</p> <p>また、網終端装置の仕様等については、NTT 東西殿と接続事業者間の個別の NDA の上で情報開示されていることから ISP やコンテンツ事業者等でオープンな議論や団体交渉ができず、ユーザにも実情を説明できません。NTT 東西殿は網終端装置の仕様等を公開し、エンドユーザに対して網構成を説明するとともにオープンでノンバイディングな議論の場が設定されるよう要望します。</p> <p>■情報開示</p> <p>ファミリーネットジャパン殿の意見に賛同いたします。収容ルータ等の情報開示については、ISP 等による団体交渉ができる様にすべきと考えます。</p> <p>KDDI 殿及び中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同いたします。電話を含めたネットワークが光ファイバ化している現状において、利用者が低廉に利用できるよう、様々な低廉化の議論を行っていただきたいと考えます。</p> <p>■確実な「接続」の提供</p> <p>卸は接続と異なり、民間事業者同士の合意によって行われる任意の契約であることから、フレッツ光の卸サービスのように「卸」のみが提供される環境が進むと、公正競争が確保されにくくなることが懸念されます。公平性を担保するために NGN の卸は「接続」が提供された後に、補完的に提供されるべきものとして位置づけされる必要があります。また、NGN の折り返し通信については ISP との POI を通らないことから接続の要件を満たさないと拒否される可能性があります。折り返し通信は通信の相手が NGN の内部にいる場合に起きる通信の一形態で、発信者や ISP はその制御ができません。通信の一部である折り返し機能だけを理由に接続できない状態は同等性の観点から許容できませんので、POI を通過しない折り返し通信にあ</p>
--	--	--

たっても POI を通過する通信と一体とみなして、手続き無しに接続可能となるよう整理いただくようお願い致します。

■宅内装置の自由化

ファミリーネットジャパン殿、ソフトバンク殿に賛同いたします。NTT 東西殿のサービスを利用するにあたり、NTT 東西殿が許諾していない企業が製造した ONU を使用できないことは、競争環境上好ましくありません。

固定電話や Wi-Fi ルータ、スマートフォンを初めとした携帯電話等、多くの端末が開放されたことにより、コードレスフォンやモデム、セルラー機能付き PDA など、様々な特徴を持つ端末が生まれ、ユーザの通信環境が改善されてきました。当初、携帯電話はその装置の故障等によって他のユーザに迷惑をかけるおそれがあるとして開放が行われませんでした。今や国内はおろか海外のメーカーによって端末が自由に販売され、ユーザによって自由に利用されています。光ファイバ差込口（コンセント）の設置やユーザによる ONU 自前接続が行なわれている現状からも、ONU については当然、自由化されるべきです。

■県間ネットワーク

グッドコミュニケーションズ殿の意見に賛同いたします。

また、NTT 東西殿それぞれは県の数やエリアの地理的状况等が大きく異なるものの、県間ネットワークのコストが同額となっており不自然です。なぜこのようなコストの状況になるのか、ネットワークの区間、利用の効率性に加え、入札が適切に実施されているか、様々な企業が応札しているか（多くの企業が応札できる条件か）、入札によって価格の低廉化が年々進んでいるかどうかなど、県間ネットワークの調達が、NTT グループ間取引として固定化する等、形骸化していないか調達の妥当性についても検証する必要があります。

す。

■IPoE POI の単県化

テレコムサービス協会殿の意見に賛同いたします。現状の東京、大阪のみの接続では、本来のインターネットのネットワークとは違い、中央集権型のネットワークにならざるをえません。また、これは災害時には非常に弱いネットワークとなってしまうため、自律分散で災害や攻撃に強いネットワークとはほど遠い構造になってしまっています。総務省殿が進める地域へのデータセンター分散化にしても肝心のラストワンマイルが東京と大阪のみでしか接続できないのでは、地方にデータセンターを設置し、そこにデータを置く意味が少なくなってしまうと思います。大災害や地方へのデータ移転や活性化、また都市部と地方では差のあるトランジット価格差を少しでも是正するためにも、都道府県単位での接続は必須であると考えます。

NTT 東西殿は直ちに単県 POI の具体的な検討を行っていただくよう、お願いいたします。なお、単県 POI のコストは PPPoE 接続と等しく網使用料とされることが必要です。さらに、これらの協議においては先述したとおり地域 ISP 等における団体交渉が可能となるような形で情報が開示される必要があります。

■その他

NTT 東西殿のご意見に、「事実誤認や双方のコミュニケーション不足による行き違い等により協議が停滞することがないように、双方がドキュメントでの確認を徹底する等、円滑な協議の実現に努めていく考えです。」「NGN との接続に係るご要望をいただいた際には、接続に必要な情報について自主的に可能な限り開示に努めてきたところ です。」とあります。当協会では、地域 ISP 等を含む ISP 事業者の団体交渉の場として、NGN の接続形態を始めとした様々な協議を NTT 東西殿との間で行ってまいりました。協議の中で、様々な要

		<p>望や確認を求めた際、NTT 東西殿からは「技術的に不可能」「(根拠は) 開示できない」「詳細は個社ごとご説明する」といった回答が度々されたことから、事業者からの情報開示要望が通らず具体的な協議の進展が度々滞った事実があります。コミュニケーション不足による行き違いの前に、事業者や当協会が要望した協議の前提となる情報開示が適切に行われていないことが最大の問題点だと考えます。一種指定設備である NGN において円滑な協議を行うために、団体交渉かつ総務省殿による検証が可能となるような形態での情報開示のスキームを構築することや、卸を含む事業者間協議で総務省殿が関与できるようにして頂くよう、強く要望します。</p> <p>■ 同等性</p> <p>各社より同等性を求める意見が多く出されています。現在でも NGN がもつ機能のうち、NTT 東西殿利用部門のみが利用でき、接続事業者が利用できない NGN の機能が多くあります。その結果、現在の NGN では、フレッツ・キャストやフレッツ VPN、フレッツプライオ、フレッツ・ジョイント等、多くのサービスを NTT 東西殿利用部門のみが独占的にサービス提供しています。NTT 東西殿は「接続事業者が当社利用部門と同様のサービスを NGN と接続して実現するために必要となる情報は既に開示しております。」と意見されていますが、開示されているのは接続事業者が「現時点で」接続可能な、SNI 等を含むインターフェースのみであり、ISP が上記の NTT サービスと同様のサービスを実現するための NNI インターフェースは一切開示されていません。当協会を含む多くの事業者や団体は、NTT 東西利用部門と地域 ISP を含む事業者が「同じ機能を」「同じ時期に」「同じ負担で」、NNI によって利用すること、すなわち同等性の確保を求めています。</p> <p>例えば、今回優先転送機能が 7 年もの協議を経てアンバンドルされ、ISP 等の接続事業者も NTT 東西殿と同様</p>
--	--	--

	<p>に IP 電話サービスを提供できるように接続可能になったものの、NTT 東西殿は既に 2004 年から 0AB-J IP 電話サービスを開始していることから、ISP 等の接続事業者は少なくとも 13 年以上も遅れて参入することになります。ロックイン効果が働いてしまうため、もはや ISP 等の接続事業者は NTT 東西殿利用部門と公正な競争を行うことができません。加えて、NTT 東西殿が構築したネットワークのコストは事業者全体での負担であるにも関わらず、我々の ISP の要望に伴うネットワーク等の更改コストに関しては、仮に NTT 東西殿と同じサービスだとしても NTT 東西殿以外の接続事業者のみ負担を背負うことになり、NTT 東西殿との同等性が確保できません。また、ISP 等接続事業者が新たな接続を合意した際には、NNI インターフェースが公開されるため全接続事業者が等しい条件で利用可能となりますが、NTT 東西殿利用部門が新たに利用開始した際には他社に公開されないため接続事業者があらたに接続協議とシステム開発等の負担を行う必要があります。加えて、NTT 東西殿利用部門は事前調査申込等、接続事業者と同様の手続きを行う必要がないため、利用開始までのリードタイムが自由であることなどの手続き上の差も存在します。（NTT 東西殿は接続事業者の要望を見たあとに、接続事業者より先にサービスインすることも可能）</p> <p>接続事業者は NGN 折り返し機能に接続（利用）できない問題も含め、現状の接続制度では、同等性確保の観点から多くの問題があることから制度の早急な見直しが必要です。</p> <p>■網改造料、情報システム開発費の網使用料化</p> <p>網改造料や情報システム開発費等の負担方法についても見直しが必要です。当協会は NGN の構築当初、NTT 東西殿と数多くの協議を行いましたが、NTT 東西殿が提示した「接続に必要な金額」が高額のため、協議が滞った事例が多数あります。NTT 東西殿利用部門の要望によって構築した NGN ネットワークのコストは事業者全体で負担するにも関わらず、我々 ISP の要望に伴うネット</p>
--	---

	<p>ワーク等の更改コストに関してはNTT 東西殿以外の事業者のみ負担する現状の費用負担の形態では、NTT 東西殿に網改造料や情報システム開発費を低廉化するインセンティブが働きません。</p> <p>ボトルネック設備である NGN を利用するための情報システム等は NGN 同様にボトルネック性をもつことから、指定設備化するとともに、網使用料化することで同等性、公正競争、コスト削減インセンティブを確保し、ISP 等がスモールスタートで参入できるようにしていただきたいと考えます。また、継続的にコストの適正性（入札状況、受注企業）の検証も必要です。</p> <p>■活用業務の見直し</p> <p>活用業務が届出制となり、NTT 東西殿の業務拡大がなし崩し的に行なわれていることから、公正競争を確保するために認可制とすべきです。</p>
--	--